

会議録（概要）

会 議 名 等		令和元年度 第1回四街道市学校給食運営委員会	
年 月 日	令和元年7月24日（水）	時 間	14：00～15：15
場 所		青少年育成センター2階 オープンスペース	
出席者		会 長 小谷会長 委 員 山下委員 安江委員 中務委員 新屋敷委員 志田委員 石川委員 東委員 甲斐委員 事務局 高橋教育長 秋庭指導課長 加藤学校給食共同調理場所長 能勢係長 市村指導主事 林田主任主事 打越栄養士	
欠 席 者		3人	
傍 聴 人		0人	
<p>—— 会議次第 ——</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 教育長挨拶・会長挨拶</li> <li>4 議題           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和元年度学校給食事業報告について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給食予定実施回数</li> <li>(2) 米飯給食の予定実施回数</li> <li>(3) 地場産物の使用状況</li> <li>(4) 給食関係予算</li> <li>(5) 給食調理業務委託状況</li> <li>(6) 給食費収納状況</li> </ol> </li> <li>2. 令和元年度「食に関する指導」について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和元年度「食に関する指導」の指針</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>			

— 会議要旨 —

(会議次第に従い進行 能勢係長)

1. 開会

事務局： 定刻となりましたので、これより令和元年度 第1回四街道市学校給食運営委員会を始めさせていただきます。本日の進行を務めさせていただきます、指導課の能勢でございます。よろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

教育長： 【委嘱状交付】

3. 教育長挨拶・会長挨拶

教育長： 【教育長挨拶】

事務局： つづきまして、小谷会長よりご挨拶をお願いします。

小谷会長： 【会長挨拶】

事務局： ありがとうございます。

事務局： 議事に入る前に、本日は9名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

なお、矢田部委員、横山委員、佐久間委員につきましては、所用により欠席との連絡をあらかじめいただいておりますことをご報告いたします。この後は、四街道市学校給食運営委員会条例第5条の規定により、小谷会長に議事の進行をお願いいたします。

小谷会長： 会議録の記載の仕方について確認します。会議録における発言者の名前については「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本委員会においても明記する取扱いとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員： (異議なし)

小谷会長： それでは、発言者名を明記することといたします。

次に、作成された会議録について、記載内容が異ならないと確認し、署名

していただく、会議録署名人を決めたいのですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

小谷会長： 本日の会議録署名人は、安江委員、中務委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員：（異議なし）

小谷会長： それでは、安江委員、中務委員よろしくお願ひします。

小谷会長： 次に会議の公開・非公開に関してですが、本委員会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるとは、認められなければ公開することとしています。本日の議題においても、特に支障が生ずるとは認められませんので、公開とします。本日、傍聴者希望者はいますか。

事務局： 本日は傍聴希望者はありません。

#### 4. 議題

小谷会長： それでは、議題に入ります。次第に従い進めていきます。

議題1の令和元年度学校給食事業について、事務局より（1）～（6）まで一括で説明をお願いします。

事務局： それでは、令和元年度学校給食事業について、順次ご説明いたします。  
（議題「1」について説明）

小谷会長： ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございますか。  
発言のある方は、挙手のうえお願いいたします。

甲斐委員： 資料1ページ（2）の米飯給食の予定実施回数ですが、四和小学校は4回で他校は3回または3.5回などになっています。お米は日本人にとって良いということで私はご飯食を推進しているのですが、四和小学校が4回ということで子供たちから何か不満などはありますか。

事務局： 四和小学校は、週4回実施しておりますが、児童、保護者から特に不満等はあがっておりません。

甲斐委員： 週3.5回から週4回に米飯給食を進めていく方向にもっていけないで

しょうか。

事務局： 学校給食は食育の場でもあり、米飯、パン、麺などを食して、食育教育の中でも主食として種類、組合せの仕方など食育の場として実施しています。

甲斐委員： 食育の点からは、ご飯食が良いと言われています。米飯給食週4回で子どもたちに不満が出てないのであれば、米飯給食を週4回、1回を麺等にもっていく方向でなるべく進めてもらいたいと思います。

事務局： 学校給食の場合、1食単価が決められており、小学校は270円でその範囲で実施しております。生鮮食品については、月ごとに価格変動もあり、これらも加味して給食を実施しております。

志田委員： 地場産の観点からも話を進めていただければありがたいことですが、本校にも多国籍のお子さんが在籍しております。その食文化を否定することはできません。子どもたちにきちんとした栄養を摂らせるためには、ご飯の重要性もわかりますが、主菜、副菜に野菜などを使って献立をたてています。

安江委員： 給食が素晴らしいと思うことは、何年食べていても飽きないことです。例えば、毎日、蕎麦を食べると他のものを食べなくなる。給食は、バリエーションがいろいろあり、それで美味しくいただけるのではないかと思います。

今現在、日本の社会を見てもいろいろな食べ物が入っている中で、それに目を背けるのではなくて、いろいろなものを食べるというのが一つの食育なのかと思います。先ほどのご意見でお米の有効性もありますけど、踏まえつつも考慮しながらいろいろと考えて、工夫して美味しい給食をバラエティーに富んだ給食にしていきたいと思います。

小谷会長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。  
それでは、他に何かありますか。

甲斐委員： 未納に関する取組で児童手当からの引き落としについて、すべてできないのですか。

事務局： 未納者のみで、強制ではなく、保護者から同意の書類を提出いただいた保護者が対象となります。

甲斐委員： 強制徴収は、できないのですか。

事務局： 保護者から同意を得て、実施しております。

甲斐委員：例えば、3回督促をして、それでも納付に応じられない場合は、公平性を期するために児童手当から強制徴収することができると思います。

小谷会長：児童手当からの徴収を引き続き実施していただきたいと思います。また、他市の給食の食券、チケット制を実施しているところがあるようなので、いろいろな手法が出てくるかと思います。

小谷会長：よろしいでしょうか。それでは、議題1につきましては終了とします。それでは、議題2 令和元年度「食に関する指導」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（議題2について説明）

小谷会長：ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございますか。発言のある方は、挙手のうえお願いいたします。

甲斐委員：資料7ページの重点目標の1番の栄養のバランスを考える力や食品を選択する力を育むこと。取組内容は、食に関する指導の充実。栄養教諭、学校栄養職員による支援とありますが、具体的には、どんな周期でどのようなことをしているのですか。

事務局：各学校の栄養教諭が授業を担当と連携して栄養に関する授業等を行うことがありまして、各学校の計画によって行われております。

甲斐委員：年何回ですか。

事務局：学校の計画に応じて行っているのですが、各学校の回数については、把握しておりません。

甲斐委員：各学校で行われているのは確かですか。

事務局：はい、行っております。

甲斐委員：年1回位ですか。

志田委員：年1回ということはないと思われまして。各学校で年間指導計画を立てていますので、それにならって入れさせてもらえるようにしています。また、特別に、例えば弁当の日とかに関連して入れさせていただくことがあります。教科としてはやっておりますが、給食指導として、給食時間にクラスを回り栄養指導の話などをしております。

甲斐委員： 栄養指導はとても大事で、子どもたちがわかるように、届くように知らせて欲しいのですが、どうしたらいいのでしょうか。子どもたちに知識として、バランスと量が身につくためにどうしたらいいのでしょうか。

石川委員： 義務教育の中では、確かに食育として徹底して行っていますが、高校、大学、大人になっていく段階でどうしても中抜けになってしまう状況があるようです。大人になっていくにしたがって、いろいろ崩れていくという所に関して問題点ではないかと指摘する方も多いです。ですから、継続して、次の年代にもっていけるかというところがとても大事だと思います。卒業するまでにここまで、子どもたちにしっかりと教えましょう。小学校では小学校でこの段階までちゃんと教えて、中学校に繋げましょう。とありますが、なかなか定着できない現状があるのが事実です。

小谷会長： 子どもたちの健康に繋がらないですね。

石川委員： 給食というのは、年間回数が決められています。家庭での食生活の中がタイアップしていかないと徹底できないのではないかと思います。

事務局： いただいたご意見を要望として家庭での働きかけを含めて、今後の取組に活かしてまいりたいと思います。

小谷会長： 学校の中の取組だけではなく、家庭への取組も進めていくということでもよろしいでしょうか。

学校の中でやっていることを外に見えるまで浸透させていくのは、凄く大変なことです。昔に比べると、食事というものが体をつくっていることを、生活習慣病という言葉が出てきたころから少しずつ考えていく方向で進んできていると思います。栄養士・栄養教諭と養護教諭が手を組んで、給食時間にクラスを回って栄養指導などを行っています。

甲斐委員： 栄養士は2人いますが、各学校に給食の献立などの説明はどのようになっていますか。

山下委員： 本校は、東部学校給食共同調理場を併設しておりまして、本校職員の栄養士が東部学校給食共同調理場で3校の小学校の給食を作っています。栄養士は、年間で日程を決めて、学期に1回程度訪問して子どもたちの反応をみて、それを献立に反映しています。

教育長： 栄養士は、2人ではありません。学校によっては、1校に栄養士または栄養教諭が1人います。2人が全校を回っているわけではありません。

安江委員：資料4ページ(5)給食調理業務委託状況で、上記表の10校には給食調理施設がありますので、栄養士または栄養教諭が配置されています。その下の共同調理場は、ここで作っていますので、共同調理場に配置されています。

甲斐委員：栄養士は、どのような形でしているのか。

山下委員：給食時間が、主な活動になりますが、例えば、「家庭科で三食バランスの良い食事をしよう。」という内容ですと、栄養教諭も加わって指導したりしています。

小谷会長：各学校で形に様々な違いはあると思いますが、小学校、中学校に関しては、指導をしています。

山下委員：資料9ページ、平成29年度新学習指導要領が来年度から全面実施となります。今までよりも更に深く食育について指導するようはっきりと載っていますので、繰り返しこの内容が更に改善されていくと思います。

小谷会長：よろしいでしょうか。

これで、本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆様のご協力に感謝いたします。

## 5. その他

小谷会長：では5. その他ですが、事務局から何かございますか。

事務局：次回は2月の開催を予定しています。

## 6. 閉会

小谷会長：本日の議事はすべて終了いたしました。以上をもちまして、第1回四街道市学校給食運営委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。